

2026年4月～9月の採用結果・支援区分に不服がある方へ

★ 以下のフローチャートにより、ご自身の状況を確認してください ★

Q.1 次のいずれかに該当しますか？

- ・多子世帯のはずだが、多子世帯と判定されなかった
- ・多子世帯のはずだが、家計基準で不採用となった

No

日本学生支援機構HP「見直し後の支援区分が想定していたものではなかった場合」を確認ください。
住民税情報を修正・変更する場合は、2/2ページへ進んでください。



Yes

Q.2 次のいずれかに該当しますか？

- ・2025年1月1日～2026年3月31日の間に、死別・離別した生計維持者がいる
- ・2025年1月1日～2026年3月31日の間に、生計維持者に新たに生まれた子(実子・里子・特別養子)がいる

Yes

速やかに大学へご連絡ください。
(連絡先は 2/2ページ参照)

No

Q.3 多子世帯と判定されるには、次の【1】～【3】をすべて満たす必要があります。

- 【1】 令和7年度(2025年度)住民税情報において、生計維持者の扶養親族数が3人以上
- 【2】 令和7年度(2025年度)住民税情報において、学生本人が生計維持者に扶養されている
- 【3】 スカラネットで、生計維持者の2024年12月31日時点の扶養する子ども(※)の数を学生本人を含め3人以上と入力している

※子どもに該当するのは、スカラネットで入力した扶養親族のうち「学生本人」、「生計維持者の子」、「生計維持者よりも年下の人」です

まず、生計維持者全員のマイナポータル「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書で、2025年度分の扶養親族数を確認してください。

- * 2025年度分の税情報に含まれる扶養親族は、2024年12月31日時点のものです
- * 審査では、扶養親族(「特定」・「一般(その他)」)と、16歳未満扶養親族の数の合計が確認されます

生計維持者の扶養親族(「特定」・「一般(その他)」)と16歳未満扶養親族)の数の合計が3人以上ですか？

Yes

No

Q.4 令和7年度(2025年度)住民税情報において、学生本人が生計維持者に扶養されていますか？

Yes

No

条件【1】に該当しないため、多子世帯と判定されません。

Q.5 スカラネットで、生計維持者の2024年12月31日時点の扶養する子どもの数を、学生本人を含め3人以上と入力しましたか？

No

Yes

条件【2】に該当しないため、多子世帯と判定されません。

条件【3】に該当しないため、多子世帯と判定されません。

入力情報を訂正する必要がある場合は、速やかに大学へご連絡してください。
(連絡先は 2/2ページ参照)

奨学金相談センター
(0570-666-301, 平日9時～20時)
へご相談ください。

住民税情報を修正・変更する場合は、2/2ページへ進んでください。

2026年4月～9月の採用結果・支援区分に不服がある方へ

2/2 ページ

★ 住民税情報を修正・変更する場合は、以下の手順で対応してください ★

手順1

まず、市区町村役場等で、住民税情報を修正・変更する手続きを行ってください。
また、修正・変更手続きを行うことについて、**必ず大学にご連絡ください**。

手順2

市区町村役場から住民税の変更が分かる書類「更正(決定)通知」を受け取り、
マイナポータル等で住民税情報に修正内容が反映されたことを確認してください。

手順3

日本学生支援機構へ直接、「税の更正に関する申告」を行ってください。
(申告方法は、以下URL・QRコードを参照)
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/saihantei/tekikakuninte.html>
申告後、申告手続きを行ったことについて、**必ず大学にご連絡ください**。



- 「税の更正申告」や不服審査請求を行うにも関わらず、大学へ連絡がない場合、授業料減免が適用されない場合がありますので、**必ず大学にご連絡ください**。
 - 日本学生支援機構から大学へ「税の更正申告」の結果が通知されるまで、**通常3か月程度**はかかります。大学へ通知が届きましたら、「Myもみじ個人揭示」で学生本人へお知らせします。
 - 「税の更正申告」をしている対象期間の授業料納入については、結果が通知されるまで一旦保留してください。(納入済みの場合は、結果に応じて返還手続きを行います。振込手数料は負担いただくこととなります。)
- ただし、2026年12月下旬までに結果通知が届かない場合は、除籍とならないために、2027年1月中旬に授業料を一旦納入ください。**その後、「税の更正申告」の結果に応じて返還手続きを行います。(振込手数料は負担いただくこととなります。)

【お問合せ・連絡先】

- * 原則、奨学生本人がメールでお問合せください。
- * また、お問合せの際には、学生番号、氏名、所属学部をあわせてお知らせください。



広島大学

広島大学 教育室教育部 学生生活支援グループ(奨学金担当・授業料免除担当)
〒739-8514 東広島市鏡山一丁目7番1号(学生プラザ3階)
Email: gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp
TEL: 082-424-4353